



基本方針4

安全・安心で快適な生活環境の維持
人の健康や生活環境に影響が出ないよう、法令に基づき対策を行い、
「公害のない健全で快適な生活環境の確保」に取り組みます。

施策の方向性

☑ 環境監視と発生源対策

- + 法令に基づく、大気質・水質・生活排水・土壌汚染・地下水汚染対策の実施



- + アスベスト・有害大気汚染物質・有害化学物質等の対策による健康被害の予防
- + 騒音・振動・悪臭対策の推進



- + 環境影響評価制度の適切な運用
- + 法令等に基づく着実な環境監視の実施

☑ 生活環境の維持

- + 海洋プラスチックの抑制に向けた意識の啓発



まちや山でばい捨てされたプラスチックごみが河川・海洋へ流出することで、生態系へ影響を与えます。

- + ばい捨て防止やまち美化の推進
- + クリーン作戦の支援など、市民・行政の協働による「美しいまちづくり」の推進

☑ 条例等による規制

- + 神戸市の条例(太陽光条例※1・土砂条例※2)等による、人と自然が共生した安全な生活環境の維持

※1 神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例

※2 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例